



ぽっぽ屋



輸送サービス労組 東京支部

2025.3.16  
No. 094

# 過半数代表者って何？



最近、職場の掲示板に過半数代表者選挙が行われます！  
て掲示があっただけど！過半数代表者って何？

NO. 1

## 過半数代表者とは

会社が時間外労働や休日労働などを行わせる場合、労働者と労使協定(36協定)の締結が必要だよ！36協定は労働者の命を守る協定であり、締結するためには当該事業場内に過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、無い場合には「労働者の過半数を代表する者と協定を締結しなければならない」と労働基準法に明記されているのだよ！これが過半数代表者(労働者代表)であってこの代表者を決める選挙のことだよ！



めっちゃ×2大事じゃないですか！！  
ところで過半数代表者は時間外労働や休日労働以外に何か決めたりするのですか？

各種労使協定締結をはじめとして、就業規則を作成・変更する時の意見の場で会社に対して意見を述べ、職場で発生している諸問題や安全衛生に関わる問題を改善要求として会社と対等の立場で真摯に議論を行い、労働者の代表として職場の労働者の意思を労働環境などに反映させるのが役割だよ！



え、それじゃ会社にももの言えない人や言いなりの人だと今の職場環境が悪化しちゃうのではないですか！？

そうだね！過半数代表者は会社に対して必要があればしっかりと質問・意見できる存在でなければダメだね！



**今の職場を良くしたいなら会社に意見を言える代表者を選出しよう！**